

# 事業所指定・指定更新手数料の徴収について

## 1 概要

介護保険事業所数が年々増加し、その指定・指定更新に関する事務負担も増加する中、市民の皆様安心して介護サービスを利用し続けていただく為、審査事務体制の確保と指導体制の強化に努めることを目的とし、その財源の一部として指定・更新手数料の徴収するもの。(名古屋市介護保険条例 第18条 手数料)

## 2 対象

平成29年4月1日以降に受理した指定・指定更新申請。

対象サービスについては、以下の単価表を参照。

介護保険事業所指定・更新手数料 単価表

|   | サービス種別                                                         | 指定申請手数料  | 指定更新手数料  |
|---|----------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1 | 居宅サービス<br>（特定施設入居者生活介護を除く。）<br>地域密着型サービス<br>居宅介護支援             | 30,000 円 | 10,000 円 |
| 2 | 介護予防居宅サービス<br>（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）<br>介護予防地域密着型サービス<br>介護予防支援 |          |          |
| 3 | 特定施設入居者生活介護                                                    | 45,000 円 |          |
| 4 | 介護予防特定施設入居者生活介護                                                |          |          |
| 5 | 介護老人福祉施設<br>介護老人保健施設<br>介護医療院                                  |          |          |

※単価表における例外事項については、次ページ＜補足＞をご確認ください。

### <補足>

- ・ みなし指定は対象外とし、手数料は徴収しない。
- ・ 1 と 2 を一体的、同時に申請する場合は、2 の指定・更新手数料は免除。
- ・ 3 と 4 を一体的、同時に申請する場合は、4 の指定・更新手数料は免除。
- ・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売サービスのうち 2 つ以上の指定を同時に受け、同一場所で一体的に運営する場合は、1 つのサービスについて指定を受けるものとみなし手数料を徴収する。  
(30,000 円とする)
- ・ 特養（地域密着含む）・老健の空床を利用したショートステイ（短期療養含む）は指定手数料を徴収しない。
- ・ 他市町村の地域密着型サービス事業所を指定する場合は、指定手数料を徴収しない。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と（介護予防）訪問介護および（介護予防）訪問看護を一体的、同時に申請する場合は（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問看護にかかる指定手数料は徴収しない。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護と（介護予防）訪問看護を一体的、同時に申請する場合は（介護予防）訪問看護にかかる指定手数料は徴収しない。

### <問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局介護保険課施設指定担当（電話：052-972-2539）

居宅指定担当（電話：052-972-3487）